

# 令和5年度ふくい桜マラソン広報キャラバン業務企画提案募集要領

この要領は、令和5年度ふくい桜マラソン広報キャラバン業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名

令和5年度ふくい桜マラソン広報キャラバン業務

## 2 業務の目的

2024年3月31日開催のフルマラソン大会「ふくい桜マラソン」を県内外に広く広報することで、開催機運の醸成を図るとともに、多くの大会参加者を確保することを目的とする。

## 3 業務の内容

### (1) 委託業務の内容

別添「令和5年度ふくい桜マラソン広報キャラバン業務仕様書」のとおり

### (2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

### (3) 提案上限額

金 5,747,500円（消費税および地方消費税含む。）

## 4 参加要件

この企画提案に応募できる者は、次の資格要件の全てを満たすこととする。共同企業体を構成して参加する場合も、全ての構成員が当該資格要件を満たすこととする。なお、いずれの構成員も、この業務の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

### (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

### (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号に該当しないこと

### (3) 企画提案書の提出日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと

### (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと

- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 5 受審資格の認定等

### (1) 申請方法

参加を希望する事業者は、次に掲げる書類を持参または電子メールにより、11の担当窓口に提出し、資格審査を受けなければならない。なお、期限までに書類を提出しない者または参加資格がないと認められた者は、企画提案書を提出することができない。

提出書類	単独事業者の場合	共同企業体の場合
ア 受審資格認定申請書（様式第1号）	○	○
イ 会社概要書（様式第2号）	○	○※
ウ 福井県競争入札参加資格決定通知書の写しまたは競争入札参加資格審査申請書の写し（受付印を押印したもの）	○	○※
エ 会社案内等のパンフレット	○	○※
オ 委託業務共同企業体協定書（様式第3号）	—	○
カ 委任状および使用印鑑届（様式第4号）	—	○

※共同企業体を構成するすべての構成員が提出すること。

※電子メールで提出する場合、11の担当窓口に電話で受信確認を行うこと。

### (2) 提出期限

令和5年3月13日（月）17時（必着）

### (3) 受審資格の認定結果の通知

受審資格の認定結果は、申請を受け付けた日から3日以内（休日を除く）に申請者に書面（電子メール）で通知する。

### (4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を

求めることができる。この場合、通知を受け取った日から 5 日以内（休日を除く）に説明を求める旨を記載した書面を持参または電子メールにより、1 1 の担当窓口に提出しなければならない。

イ 福井県は説明を求めた者に対して、書面の提出のあった日から 7 日以内（休日を除く）に書面（電子メール）により回答する。

## 6 委託業務に関する質問事項

- (1) 委託業務に関する質問事項については、令和 5 年 3 月 13 日（月）17 時までに「質問書」（様式第 5 号）を、電子メールにより、1 1 の担当窓口に提出すること。
- (2) 質問に対する回答は、電子メールにより、受審資格認定者全員に回答する。

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出方法

受審資格があると認められた事業者は、企画提案書を作成し、持参または電子メールにより、1 1 の担当窓口に提出すること。なお、受審資格の認定を受けた者で期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

### (2) 提出期限

令和 5 年 3 月 23 日（木）17 時（必着）

### (3) 企画提案書の内容

以下について、企画提案書（正本 1 部、副本 1 部）提出すること。

提案書類		様式	その他
項目			
項目	a 企画提案書	A4 判任意	
	b 業務実施体制	第 6 号	
	c 配置予定者の経歴および実績	第 7 号	1 名につき 1 枚
	d 見積書	A4 判任意	

※提出後における資料の追加および変更は認めない。

※持参の場合、資料を電子データ（CD・DVD 等に格納）でも提出すること。

※電子メールで提出する場合、1 1 の担当窓口に電話で受信確認を行うこと。

※副本は企業名等を無記名で作成し、提案を行う者が類推できないようにすること。

### ◎企画提案書作成にあたっての留意事項および提案内容

項目	留意事項および提案内容
a 企画提案書 (A4 判任意様式)	・仕様書に基づき以下の通り企画提案書を記載すること。 <u>(1) 広報キャラバン業務</u> ア 実施方針 イ 活動計画 ウ 活動内容 <u>(2) ノベルティ制作業務</u> ア 実施方針

	<p>イ 制作物</p> <p><u>(3) その他情報発信業務</u></p> <p>ア 実施方針</p> <p>イ 発信方法</p>
b 業務実施体制 (様式第6号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務を実施するための体制図を記載すること。また、配置予定の各責任者については企業名や実施担当業務等を記載すること。</li> <li>「c 配置予定者の経歴および実績」の記載事項と整合を図ること。</li> </ul>
c 配置予定者の経歴および実績 (様式第7号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務遂行に当たって、配置される予定の各責任者および担当者について、所有資格、職歴、業務経験を記載すること。</li> </ul>
d 見積書 (A4判任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務にかかる経費の見積額を記載すること。</li> </ul>

## 8 受託者の選定および結果発表等

### (1) 選定方法

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する審査委員会において企画提案書および提案価格（見積価格）の審査を行い、評価点数の総合得点により、最優秀企画提案者（受託予定事業者）を選定する。なお、評価基準については別添「企画提案書の評価基準」のとおりとする。

※プレゼンテーションは令和5年3月28日（火）を予定しているが、詳細は提案者に別途通知する。

### (2) 選定結果の通知

審査委員会による選定後、速やかに全ての提案者に書面（電子メール）で通知する。なお、審査経過については公表せず、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

### (3) 理由の開示

選定されなかった提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、審査結果の通知を受け取った日から7日以内（休日除く）に説明を求める旨を記載した書面を持参または電子メールにより、11の担当窓口に提出しなければならない。

## 9 契約

### (1) 契約の締結

最優秀企画提案者（受託予定事業者）と企画提案書等をもとに協議し、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、仕様書および提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。

### (2) 契約書・契約保証金等

福井県財務規則のほか関係法令等の定めるところによる。

### (3) 契約締結の取消し

次の場合には、契約締結を取り消す場合がある。

ア 受託予定事業者が、契約の締結に応じないとき。

- イ 受託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがあるとき。
- ウ 契約締結までに、4に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- エ その他、受託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適当となるような事情が生じたとき。

## 10 その他

- (1) 企画提案書等提出後は、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した本業務の配置予定責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の責任者等であることとし、福井県の了解を得なければならない。
- (2) 審査を行う際など、企画提案書等を必要な範囲において複製することがある。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行う場合がある。
- (4) 企画提案書等提出書類の作成およびプレゼンテーションに要する経費については、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 成果物に関する権利は、受託者の固有の知識及び技術を除き、全て福井県に帰属する。
- (7) 事業実施に係る物品等の調達については、地域の活性化の観点を考慮すること。
- (8) その他、不明な点（本業務に関する質問以外）については、11の担当窓口に照会すること。
- (9) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を令和5年3月23日（木）までに11の担当窓口へ、持参もしくは電子メールにより提出すること。

## 11 担当窓口（書類の提出先および問合せ先）

福井県交流文化部文化・スポーツ局ふくい桜マラソン課  
〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号  
電話／0776-20-0539 FAX／0776-20-0664  
電子メール／sakuramarathon@pref.fukui.lg.jp

## 12 スケジュール

- (1) 公告・資料配布 令和5年3月 3日（金）～3月13日（月）
- (2) 質問書の提出期限 令和5年3月13日（月）17時
- (3) 受審資格認定申請の期限 令和5年3月13日（月）17時
- (4) 受審資格認定結果の通知 申請を受け付けた日から3日以内（休日を除く）
- (5) 企画提案書の提出期限 令和5年3月23日（木）17時
- (6) 審査委員会 令和5年3月28日（火）午後予定  
(プレゼンテーション・審査)
- (7) 審査結果の通知 決定後速やかに通知

## 【別添】企画提案書の評価基準

審査項目	評価の観点
①組織の概要	
ア 業務実施体制	○ 本業務の目的達成に向け、効率的かつ実効性が期待できる体制となっているか。
イ 配置予定者の経歴 および実績	○ 責任体制が確立しているか。 ○ 配置予定の各責任者および担当者について、本業務を遂行するに資する適切な業務経験を有しているか。
②企画提案	
(1) 広報キャラバン業務	
ア 実施方針	○ 業務実施に向けた基本的な考え方が示されているか。
イ 活動計画	○ 効果的な活動計画が示されているか。
ウ 活動内容	○ 参加者拡大につながる効果的なP R 内容が示されているか。
(2) ノベルティ制作業務	
ア 実施方針	○ 業務実施に向けた基本的な考え方が示されているか。
イ 制作物	○ 効果的な制作物が示されているか。
(3) その他情報発信業務	
ア 実施方針	○ 業務実施に向けた基本的な考え方が示されているか。
イ 発信方法	○ 効果的な発信方法が示されているか。
③価格	
ア 価格点	○ 費用算出の考え方および積算根拠が明確に示されているか、また、運営負担を抑えたものとなっているか。